

新型コロナウイルス感染症 関連融資制度

実施主体	対象者	限度額	資金用途	貸付期間 (据置期間)	利率	保証料	保証人	備考	
日本政策金融公庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方 ①最近1カ月間の売上高又は過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合、または売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業などで前4年同期と単純に比較できない場合等は、最近1カ月間の売上高又は過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高（業歴6カ月未満の場合は、開業から最近1カ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 <ul style="list-style-type: none"> a 過去3カ月（最近1カ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の平均売上高 	<ul style="list-style-type: none"> ①中小企業事業 6億円（別枠） ※中小企業向け 利下げ限度額 ①中小企業事業 3億円 ②国民生活事業 8千万円（別枠） ※個人企業や小規模企業向け 利下げ限度額 ②国民生活事業 6千万円 ★ 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転及び設備資金 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転 15年以内（5年以内） ・設備 20年以内（5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ①中小企業事業 0.16% ※3億円を限度として ※当初3年 ▲0.9% (基準金利 1.06%) ②国民生活事業 0.31% ※6千万円を限度として ※当初3年 ▲0.9% (基準金利 1.21%) 	なし	不要	<ul style="list-style-type: none"> <相談窓口> ■日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
	小規模事業者経営改善資金融資 (新型コロナウイルス対策マル経融資)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、次の①または②のいずれかに該当する小規模事業者 ※商工会議所等の経営指導を受けていること ①最近1カ月間の売上高又は過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方 ②前4年全ての同期と比較が望ましくない場合であって、最近1カ月間の売上高又は過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高（業歴6カ月未満の場合は、開業から最近1カ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 <ul style="list-style-type: none"> a 過去3カ月（最近1カ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の平均売上高 	<ul style="list-style-type: none"> 1千万円（通常マル経別枠） ★ 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転及び設備資金 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転 7年以内（3年以内） ・設備 10年以内（4年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> 0.31% ※当初3年 ▲0.9% (経営改善利率 1.21%) 	なし	不要	<ul style="list-style-type: none"> <相談窓口> ■日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 又は秋田支店 中小：018-832-5511 小規模：018-832-5641 ■湯沢商工会議所 73-6111 ■ゆざわ小町商工会 42-2163
	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係の事業を営む方（旅館・飲食・理美容店など） ・新型コロナウイルス感染症の影響により一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方 ①最近1カ月間の売上高又は過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合、または売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業などで前4年同期と単純に比較できない場合等は、最近1カ月間の売上高又は過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高（業歴6カ月未満の場合は、開業から最近1カ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 <ul style="list-style-type: none"> a 過去3カ月（最近1カ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の平均売上高 	<ul style="list-style-type: none"> 8千万円 利下げ限度額 6千万円 ★ 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転及び設備資金 ※運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転 15年以内（5年以内） ・設備 20年以内（5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> 0.31% ※6千万円を限度として 融資後3年目まで… ▲0.9% (基準金利 1.21%) 	なし	不要	
	新型コロナウイルス対策衛経	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係の事業を営む、次の①または②のいずれかに該当する小規模事業者（旅館・飲食・理美容店など） ※生活衛生同業組合などの経営指導を受けていること ①最近1カ月間の売上高又は過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方 ②前4年全ての同期と比較が望ましくない場合であって、最近1カ月間の売上高又は過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高（業歴6カ月未満の場合は、開業から最近1カ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 <ul style="list-style-type: none"> a 過去3カ月（最近1カ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の平均売上高 	<ul style="list-style-type: none"> 1千万円（別枠） 利下げ限度額 6千万円 ★ 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転及び設備資金 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転 7年以内（3年以内） ・設備 10年以内（4年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> 0.31% ※6千万円を限度として ※融資後3年目まで… ▲0.9% (経営改善利率 1.21%) 	なし	不要	<ul style="list-style-type: none"> <相談窓口> ■日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
	新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変対策特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係の事業を営む方（旅館・飲食・喫茶） ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している、次のいずれにも該当する方 ①最近1カ月間の売上高が前年又は前々年の同期比10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれる ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> 1千万円（別枠） 旅館業は3千万円（別枠） 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転 	<ul style="list-style-type: none"> 7年以内（2年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> 0.91% ※振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の方について… ▲0.9% (基準金利 1.81%) 	なし	不要	
商工中金	危機対応融資	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する中小企業等 ①最近1カ月間の売上高又は過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合、または売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業などで前4年同期と単純に比較できない場合等は、最近1カ月間の売上高又は過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高（業歴6カ月未満の場合は、開業から最近1カ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 <ul style="list-style-type: none"> a 過去3カ月（最近1カ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の平均売上高 	<ul style="list-style-type: none"> ③中小企業向け 6億円 利下げ限度額 3億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転及び設備資金 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転 15年以内（5年以内） ・設備 20年以内（5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> 0.16% ※3億円を限度額として 当初3年間…▲0.9% (基準金利 1.06%) 	なし	不要	<ul style="list-style-type: none"> <問合せ窓口> ■商工組合中央金庫 0120-542-711

新型コロナウイルス感染症 関連融資制度

実施主体	対象者	限度額	資金使途	貸付期間 (据置期間)	利率	保証料	保証人	備考	
民間	※特別利子補給（実施主体は民間）	①日本政策金融公庫中小企業事業、商工中金 3億円 ②日本政策金融公庫国民生活事業 6千万円 ※「★」の合計 ※利子補給期間は①②とも当初3年間	1) 個人事業主（フリーランスを含み、小規模に限る）・・・要件なし 2) 小規模事業者（法人に限る）・・・・・・・・・・売上高▲15% 3) 中小企業者（上記1）、2）を除く）・・・・・・・・・・売上高▲20% ※小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下。 卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下。					<問合せ窓口> ■中小企業基盤整備機構 ■新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515	
県	経営安定資金 (新型コロナウイルス感染症対策枠) ※令和2年3月9日～	直近3カ月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて減少している中小企業者 ※受注高又は売上高について、当該直近3カ月間の実績が確定していないときは、直近1カ月間の実績とその後の2カ月間を含む3カ月間又は直近2カ月間の実績とその翌月を含む3カ月間の見込みとすることができる。 ※認定基準の運用緩和により、業歴3カ月以上1年1カ月未満の事業者も対象	8千万円 (経営安定資金通常枠8千万円とは別枠)	運転及び設備資金	10年以内 (2年以内)	1.35% (通常) ※セーフティネット保証4号該当者 0.00% (当初3年間) 4年目以降は1.15% ※セーフティネット保証5号該当者 0.00% (当初3年間) 4年目以降は1.35%	0.35～1.40% ※セーフティネット保証4号該当者 0.00% ※セーフティネット保証5号該当者 0.00% ただし、セーフティネット保証4号及び5号該当者は県で全額負担。 それ以外の保証については市が全額負担。	取扱い金融機関の定めによる	<申込> ■秋田銀行 ■北都銀行 ■羽後信用金庫 ほか、金融機関県内所在本・支店 ■県信用保証協会
	経営安定資金 (ウィズ・アフターコロナ枠) ※令和3年8月2日～	次のいずれかの認定を受け、かつ、経営行動計画書を策定すること。 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。） (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高減少率が15%以上のものに限る。） (3) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）	4千万円 (経営安定資金通常枠8千万円とは別枠)	運転及び設備資金	10年以内 (5年以内)	1.55%	0.20%	取扱い金融機関の定めによる	<問合せ> ■県産業政策課 018-860-2215 ■県信用保証協会 018-863-9011
市	一般事業資金	湯沢市内で事業を営む中小企業者及び小規模事業者で、市内に1年以上住所又は事業所を有し、現に同一事業を1年以上営んでいる市税完納者	2千万円	運転及び設備資金	10年以内 (2年以内)	1.75%	～1.90% ※市全額補助	法人は代表者 個人は不要	<申込> ■市内金融機関各支店 <問合せ> ■市商工課 55-8186 ■湯沢商工会議所 73-6111 ■ゆざわ小町商工会 42-2163
	小口事業資金					1.55%	～2.20% ※市全額補助		